佐賀県青少年健全育成条例

制定　昭和５２年　７月２９日　条例第２４号
改正　昭和５６年１０月　８日　条例第２３号
改正　昭和５８年１２月２４日　条例第２２号
改正　平成　元年１２月２１日　条例第４５号
改正　平成　２年１０月１５日　条例第３３号
改正　平成　４年　３月３０日　条例第　１号
改正　平成　７年１０月１３日　条例第３４号
改正　平成　８年　７月　４日　条例第１３号
改正　平成１１年１０月　１日　条例第３０号
改正　平成１２年　３月２３日　条例第　１号
改正　平成１３年　３月２３日　条例第１８号
改正　平成１４年　３月２５日　条例第１６号
改正　平成１７年１２月１９日　条例第７４号
改正　平成１８年１２月１８日　条例第６２号
改正　平成１９年１０月　５日　条例第５５号
改正　平成２２年　３月２５日　条例第　９号
改正　平成２４年１２月２０日　条例第５４号
改正　平成３０年　３月２６日　条例第２５号
改正　令和　元年１２月１９日　条例第２３号
改正　令和　２年　３月２３日　条例第２１号
改正　令和　３年１２月１６日　条例第４２号
改正　令和　６年１２月１８日　条例第３１号
改正　令和　８年　３月１７日　条例第１７号

目次

第１章　総則（第１条―第４条の２）
第２章　青少年の健全育成に関する施策（第５条―第７条）
第３章　青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第８条―第２３条）
第４章　青少年健全育成審議会（第２４条―第２６条）
第５章　雑則（第２７条―第３０条）
第６章　罰則（第３１条―第３３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、青少年の健全な育成に関する基本的施策を定め、その推進を図るとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図る

ことを目的とする。

（県の責務）

第２条　県は、青少年の自主的かつ健全な活動を助長し、及び青少年のための良好な環境の整備を図り、青少年の健全な育成に努めるものとする。

（市町の責務）

第３条　市町は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、地域の実情に即した青少年の健全な育成に関する施策を推進するように努めるものとする。

（県民の責務）

第４条　県民は、青少年が自ら向上発展の意欲をもつ、心身ともに健全な社会人として成長するように努めるとともに、県及び市町の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するものとする。

（保護者の責務）

第４条の２　保護者は、その保護監督する青少年を良好な環境の中で心身ともに健やかに育成するように努めなければならない。

第２章　青少年の健全育成に関する施策

（健全育成の基本的施策）

第５条　県は、国及び市町と連携し、青少年の健全な育成に関する基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一　青少年及び青少年団体が行う文化活動、体育活動、社会活動等に関する啓発、指導及び助言

二　青少年指導者の養成及び指導並びに青少年の育成指導を目的とする団体に対する指導及び助言

三　青少年の活動の場としての施設の整備及び円滑な利用の促進

四　青少年をとりまく社会環境の浄化

（推奨）

第６条　知事は、映画、演劇、書籍、雑誌その他これらに類するもので、その内容が、青少年を健全に育成するうえで特に優れていると認められるものを推奨することができる。

（表彰）

第７条　知事は、青少年の健全な育成について、特に顕著な功績があつたと認められるもの又は青少年若しくは青少年団体で、他の模範になると認められるものを表彰することができる。

第３章　青少年の健全育成を阻害する行為の規制

（定義）

第８条　この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　青少年　１８歳未満の者をいう。

二　保護者　親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長及び寄宿舎の舎監、雇用者その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。

三　興行　映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

四　図書等　書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィル

ム、録画盤、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他映像又は音声が記録されているものをいう。

五　広告物　公衆に表示又は頒布されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

六　刃物類　刃物及びこれに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類、学校その他の教育施設における学習に必要なもの及び日常生活において使用するものを除く。）をいう。

七　ツーショットダイヤル等営業　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

八　利用カード　ツーショットダイヤル等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいう。

九　自動販売機　物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることがない状態（物品の販売に従事する者が電気通信設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第２号に規定する電気通信設備をいう。）を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがない全ての状態を含む。）で販売を行うことができる機器をいう。

十　青少年有害情報　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成２０年法律第７９号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第２条第３項に規定する青少年有害情報をいう。

十一　インターネット接続役務　青少年インターネット環境整備法第２条第５項に規定するインターネット接続役務をいう。

十二　インターネット接続役務提供事業者　青少年インターネット環境整備法第２条第６項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。

十三　携帯電話インターネット接続役務　青少年インターネット環境整備法第２条第７項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。

十四　携帯電話インターネット接続役務提供事業者　青少年インターネット環境整備法第２条第８項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。

十五　役務提供契約　青少年インターネット環境整備法第１３条第１項に規定する役務提供契約をいう。

十六　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等　青少年インターネット環境整備法第１３条第１項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。

十七　青少年有害情報フィルタリングソフトウェア　青少年インターネット環境整備法第２条第９項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

十八　青少年有害情報フィルタリングサービス　青少年インターネット環境整備法第２条第１０項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

十九　青少年有害情報フィルタリング有効化措置　青少年インターネット環境整備法第１６条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。

二十　携帯電話端末等　青少年インターネット環境整備法第２条第７項に規定する携帯電話端

末等をいう。

二十一　特定携帯電話端末等　青少年インターネット環境整備法第１６条に規定する特定携帯電話端末等をいう。

（販売等の自主規制）

第９条　興行を主催する者、図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、表示し、若しくは頒布しないように努めなければならない。

一　青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二　青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　玩具及びこれに類するもの（以下「玩具類」という。）の販売を業とする者は、玩具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該玩具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

一　人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

二　青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

３　刃物類の販売を業とする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

（自動販売機による販売の自主規制）

第１０条　図書等、玩具類又は刃物類の販売を業とする者は、図書等でその内容が前条第１項各号のいずれかに該当すると認められるもの、玩具類でその形状、構造若しくは機能が同条第２項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類を自動販売機によって販売しないように自主的に努めなければならない。

２　避妊用具又はこれに類する衛生用品（以下「衛生用品」という。）の販売を業とする者は、学校、図書館、児童館その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないように自主的に努めなければならない。

（自主規制の指導等）

第１１条　知事は、前二条に規定する者が自主的に行う青少年の健全な育成のための必要な措置が促進されるように指導し、又は助言するものとする。

２　知事は、図書等でその内容が第９条第１項各号のいずれかに該当すると認められるもの、玩具類でその形状、構造若しくは機能が同条第２項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類が自動販売機によって販売されている場合には、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な要請をすることができる。

（有害興行の指定及び観覧の制限）

第１２条　知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該

興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

一　著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二　著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を、青少年に観覧させてはならない。

３　興行を主催する者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

４　何人も、有害興行を青少年に観覧させないようにしなければならない。

（有害図書等の指定及び販売等の制限）

第１３条　知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第１項各号の一に該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

２　書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であって別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が１０ページ以上又はその総ページの１０分の１以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

３　録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為を描写した場面であって別表で定める内容を有するものの描写の時間が連続して３分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が連続する等実質的に当該描写が連続する場合において、当該描写の時間が３分を超えるものを含む。）又はその時間が合わせて５分を超えるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

４　図書等の製作又は販売を行うもので構成する団体で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものは、規則で定めるところにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

５　図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者は、第１項の規定により指定された図書等及び前三項の規定により青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とされたもの（以下「有害図書等」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

６　何人も、有害図書等を、青少年に販売し、贈与し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。

（有害玩具類等の指定及び販売等の制限）

第１４条　知事は、玩具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具類を青少年に有害な玩具類として指定することができる。

一　人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることが明らかにその健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二　著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　知事は、刃物類の形状、構造又は機能が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該刃物類を青少年に有害な刃物類として指定することができる。

３　玩具類又は刃物類の販売を業とする者は、第１項の規定により指定された玩具類（以下「有害玩具類」という。）又は前項の規定により指定された刃物類（以下「有害刃物類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

４　何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害玩具類及び有害刃物類を所持させないようにしなければならない。

（指定の解除）

第１５条　知事は、第１２条第１項、第１３条第１項又は前条第１項若しくは第２項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなったと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

（図書等、玩具類又は刃物類自動販売機の設置届出等）

第１５条の２　自動販売機による図書等、玩具類又は刃物類の販売を業とする者（以下「自動販売業者」という。）は、自動販売機によって販売を開始する前に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　自動販売機の管理を代行する者（以下この条において「自動販売機管理者」という。）を置く場合には、その者の氏名、住所及び電話番号

三　自動販売機の設置場所

四　その他規則で定める事項

２　自動販売機管理者は、自動販売業者が第１６条第２項の規定による有害図書等、有害玩具類又は有害刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとることができない場合において、当該自動販売業者に代わってその措置をとることができる者でなければならない。

３　第１項の規定による届出をした自動販売業者は、同項に規定する届出事項のうち規則で定める事項に変更を生じたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から起算して１５日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

４　第１項の規定による届出又は前項の規定による変更の届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

５　第１項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所で店外から購入できないところに設置され、又は青少年が購入できないように管理されている自動販売機については適用しない。

（届出済証の貼付等）

第１５条の３　前条第１項の規定による届出をした自動販売業者は、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を貼付するとともに、同項第１号及び第２号に掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機による販売の制限等）

第１６条　自動販売業者は、有害図書等、有害玩具類又は有害刃物類を自動販売機に収納してはならない。

２　自動販売業者は、現に自動販売機に収納されている図書等、玩具類又は刃物類が第１３条第１項又は第１４条第１項若しくは第２項の規定による指定を受けたときは、直ちに、当該有害図書等、有害玩具類又は有害刃物類を自動販売機から撤去しなければならない。

３　第１５条の２第５項の規定は、前二項の規定に準用する。

４　知事は、自動販売業者が第１項又は第２項の規定に違反して自動販売機に有害図書等、有害玩具類又は有害刃物類を収納しているときは、当該有害図書等、有害玩具類又は有害刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

（利用カード販売等の制限等）

第１６条の２　何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、贈与し、貸し付け、又は頒布してはならない。

２　利用カードの販売を業とする者は、自動販売機（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所で店外から購入できないところに設置され、又は青少年が購入できないように管理されている自動販売機を除く。）に利用カードを収納してはならない。

３　公安委員会は、利用カードの販売を業とする者が前項の規定に違反して自動販売機に利用カードを収納しているときは、当該利用カードの撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

（利用カードの販売の届出等）

第１６条の３　利用カードの販売を業とする者は、利用カードの販売を行おうとするときは、販売を開始する日の１０日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　自動販売機の管理を代行する者を置く場合には、その者の氏名、住所及び電話番号

三　利用カードの販売に係る営業所の所在地及び名称又は自動販売機の設置場所

四　その他公安委員会規則で定める事項

２　前項の規定による届出をした者は、同項に規定する届出事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更を生じたとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、その日から起算して１０日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。

３　第１項の規定による届出又は前項の規定による変更の届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（衛生用品を自動販売機によって販売する者に対する措置）

第１７条　知事は、衛生用品が自動販売機によって販売されている場合において、その設置場所が学校、図書館、児童館その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺であって、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、衛生用品を当該自動販売機によって販売する者に対して、必要な勧告をすることができる。

（有害広告物に対する措置）

第１８条　知事は、広告物の内容が第１２条第１項各号の一に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対して、必要な勧告をすることができる。

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合には、期限を定めて、当該広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

（ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝の制限等）

第１８条の２　何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３１条の１３第１項及び第３１条の１８第１項において準用する同法第２８条第５項第１号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業を営む場所若しくは利用カードの販売に係る営業所の所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所（以下この条において「ツーショットダイ

ヤル等営業所の所在地等」という。）を記載した広告物を表示してはならない。ただし、ツーショットダイヤル等営業を営む場所の外周又は内部に表示する広告物については、この限りでない。

2　何人も、ツーショットダイヤル等営業所の所在地等を記載したビラ、パンフレット又はこれらに類する文書図画（以下「ビラ等」という。）を青少年に対し、頒布してはならない。

3　何人も、前項に規定するもののほか、青少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布してはならない。

4　何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業所の所在地等を、音声又は映像によって広告し、又は宣伝してはならない。

5　何人も、ツーショットダイヤル等営業を広告し、又は宣伝しようとするときは、青少年が利用できない旨を明示しなければならない。

6　何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はビラ等を受け取らせないよう努めなければならない。

（違反広告物の除去命令等）

第１８条の３　公安委員会は、前条の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行った者に対し、当該違反行為に係る広告物若しくはビラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

2　公安委員会は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、警察官に、当該命令に係る広告物若しくはビラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な処分をさせることができる。

3　公安委員会は、第１項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、違反行為を行った者を過失がなくて確知することができないときは、警察官に当該違反行為に係る広告物若しくはビラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な処分をさせることができる。

4　警察官は、違反行為が現に行われているときは、当該違反行為を行っている者に対し、当該違反行為に係る広告物若しくはビラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

（インターネット利用環境の整備）

第１８条の４　保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2　インターネットを利用することができる端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3　次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。

一　インターネット接続役務提供事業者　インターネット接続役務の提供に関する契約（当該

契約の内容を変更する契約を含む。）の締結

二　インターネットに接続ができる端末設備の販売を業とする者　インターネットに接続ができる端末設備の販売

三　インターネットに接続ができる端末設備の貸付けを業とする者　インターネットに接続ができる端末設備の貸付け

４　前三項に規定する者以外の者は、青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

５　保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断力の育成が図られるように、教育及び啓発に努めなければならない。

（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）

第１８条の５　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第１４条の規定により同条各号に掲げる事項を説明するときは、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、当該各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第２２条の２において同じ。）を提供し、及びその内容を説明しなければならない。ただし、青少年又は青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、又は電磁的記録を提供され、及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

２　保護者は、青少年インターネット環境整備法第１５条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

３　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約で当該役務提供契約の相手方又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるものを締結したときは、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用している青少年が満１８歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５項において同じ。）を保存しなければならない。

４　保護者は、青少年インターネット環境整備法第１６条ただし書の規定により、青少年

有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

5　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売した場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年が満１８歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への措置）

第１８条の６　知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第１項、第３項又は第５項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2　知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を使用していると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3　知事は、第１項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（金銭貸付け等の制限）

第１９条　質屋営業法（昭和２５年法律第１５８号）第１条第２項に規定する質屋は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

2　古物営業法（昭和２４年法律第１０８号）第２条第３項に規定する古物商は、青少年から古物を買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は青少年と古物を交換してはならない。

3　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第２項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

4　前三項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由があると認められる場合には、適用しない。

（深夜外出等の制限）

第２０条　保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後１１時から翌日の午前４時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2　何人も、保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

（深夜興行等への立入禁止）

第２１条　興行を主催する者又は客に遊技、スポーツその他これらに類するものを行わせる営業で規則で定めるもの（以下「遊技業等」という。）を営む者（以下「興行者等」という。）は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

２　興行者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第２２条　何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

２　何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第２２条の２　何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）第２条第３項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第３１条第４項第１号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（場所提供及び周旋の禁止）

第２３条　何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

一　淫らな性行為又はわいせつな行為

二　賭博又は暴行

三　飲酒又は喫煙

四　大麻、麻薬、あへん又は覚醒剤の使用

五　向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第２条第６号に掲げる向精神薬をいう。）又は知事が別に定める医薬品の不健全な使用

六　トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

第４章　青少年健全育成審議会

（設置）

第２４条　知事の諮問に応じて、第２６条第１項に規定する事項その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第２５条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

３　学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　審議会は、次条第１項に規定する事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

５　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（諮問）

第２６条　知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

一　第６条の規定による推奨をしようとするとき。

二　第１２条第１項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。

三　第１３条第１項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。

四　第１４条第１項又は第２項の規定による有害な玩具類又は有害な刃物類の指定をしようとするとき。

五　第１５条の規定による指定の解除をしようとするとき。

六　第１７条、第１８条第１項又は第１８条の６第１項の規定による勧告をしようとするとき。

七　第１６条第４項又は第１８条第２項の規定により必要な措置を命じようとするとき。

八　第１８条の６第３項の規定による公表をしようとするとき。

２　知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、解除し、勧告し、命令し、又は公表したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第５章　雑則

（指定等の告示）

第２７条　知事は、第６条の規定による推奨、第１２条第１項、第１３条第１項若しくは第１４条第１項若しくは第２項の規定による指定又は第１５条の規定による指定の解除をするときは、その旨を告示するものとする。

（立入調査等）

第２８条　知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

一　興行を行う場所

二　図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者の営業の場所

三　広告物の広告主又は管理者の営業の場所

四　玩具類又は刃物類の販売を業とする者の営業の場所

五　第１９条第１項に規定する質屋の営業の場所、同条第２項に規定する古物商の営業の場所又は同条第３項に規定する貸金業者の営業の場所

六　遊技業等を営む者の遊技業等の場所

七　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

２　公安委員会は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する警察職員に、次に掲げる場合に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

一　利用カードの販売を業とする者の営業の場所

二　ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝を行う者の営業の場所

３　前二項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

４　第１項又は第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用上の注意）

第２９条　この条例の適用にあたっては、県民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

（補則）

第３０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第６章　罰則

（罰則）

第３１条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

一　第２２条第１項の規定に違反した者

二　第２３条の規定に違反して、同条第１号又は第４号から第６号までに掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

２　第２２条第２項の規定に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金に処する。

３　第１８条の３第４項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金に処する。

４　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第２２条の２の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ　当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

二　第２３条の規定に違反して、同条第２号又は第３号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

５　次の各号のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金に処する。

一　第１２条第２項、第１３条第５項、第１４条第３項、第１６条第１項若しくは第２項又は第１６条の２第１項若しくは第２項の規定に違反した者

二　第１６条第４項、第１６条の２第３項、第１８条第２項又は第１８条の３第１項の規定による命令に違反した者

６　次の各号のいずれかに該当する者は、１０万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第１５条の２第１項若しくは第３項又は第１６条の３第１項若しくは第２項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第１９条第１項から第３項まで、第２０条第２項又は第２１条第１項の規定に違反した者

三　第２８条第１項又は第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

７　第２２条又は第２３条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第１項、第２項又は第４項（第２号に係る部分に限る。）の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第３２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

（免責）

第３３条　この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１２条から第２３条まで、第２６条第１項第２号から第８号まで及び同条第２項（推奨に係る部分を除く。）、第２７条（第６条の規定による推奨の告示に係る部分を除く。）、第２８条並びに第６章の規定は、昭和５２年１１月１日から施行する。

附　則（昭和５６年条例第２３号）

１　この条例は、昭和５７年２月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に自動販売機によって図書等又は玩具刃物類を販売している者で引き続いて当該販売をしようとするものは、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例第１５条の２に規定する届出を、この条例の施行の日から起算して１月以内に行わなければならない。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和５８年条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）附則第３条第２項の規定によりその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなされる者については、その者がこの条例の施行の日から同条第１項の規定により引き続き貸金業を営むことができるまでの間、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第１９条第３項及び第４項並びに第２８条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

３　昭和５８年１１月１日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

４　附則第２項に規定する者が同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用については、その期間が経過した以後も、改正後の条例によるものとする。

附　則（平成元年条例第４５号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成２年条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年条例第１号）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成７年条例第３４号）

この条例は、平成７年１０月１８日から施行する。

附　則（平成８年条例第１３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に自動販売機によって利用カードを販売している者については、その者を、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第１６条の３第１項に規定する利用カードの販売を業とする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の１５日前までに」とあるのは、「平成８年１０月３１日までに」とする。

3　前項の規定による届出をした者については、この条例の施行の日から平成９年３月３１日までの間は、改正後の条例第１６条の２第２項の規定は、適用しない。

4　この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業に係る広告物については、この条例の施行の日から平成８年１２月３１日までの間は、改正後の条例第１８条の２第１項の規定は、適用しない。

5　この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、第２１条の２第１項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もうとする者とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ツーショットダイヤル等営業を開始する日の１５日前までに」とあるのは、「平成８年１０月３１日までに」とする。

6　前項の規定による届出をした者については、この条例の施行の日から平成１０年９月３０日までの間は、改正後の条例第２１条の３の規定は、適用しない。

附　則（平成１１年条例第３０号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成１１年規則第５７号で平成１１年１１月１日から施行）

附　則（平成１２年条例第１号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平１３年条例第１８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

（佐賀県青少年問題協議会設置条例の廃止）

2　佐賀県青少年問題協議会設置条例（昭和２８年佐賀県条例第４１号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の日から平成１３年８月３１日までの間に学識経験のある者のうちから任命された佐賀県青少年健全育成審議会委員の任期は、佐賀県青少年健全育成条例第２５条第３項の規定にかかわらず、平成１３年８月３１日までとする。

附　則（平成１４年条例第１６号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

（利用カードの販売の届出等）

2　この条例の施行の際現に利用カードを販売している者については、この条例の施行の日に利用カードを販売する者となったものとみなして、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育

成条例第１６条の３第１項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の１０日前」とあるのは、「平成１４年４月末日」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年条例第７４号）

この条例中第８条、第１０条、第１３条、第１８条、第２１条、第２３条、第２４条、第３７条、第４１条、第４３条、第４５条、第４８条、第５４条、第６４条及び第６７条の規定は平成１８年１月１日から、第１５条、第２６条、第３８条、第６３条及び第６５条の規定は平成１８年３月１日から、その他の規定は平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（平成１８年条例第６２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年条例第５５号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成１８年法律第１１５号）の施行の日（平成１９年１２月１９日）から施行する。

附　則（平成２２年条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年７月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年条例第５４号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年条例第２５号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年条例第２３号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第２１号）

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）第４条の規定（覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第９条第１項第２号の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。

附　則（令和３年条例第４２号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に１８歳未満の者のうち、民法の一部を改正する法律（平成３０年法

律第５９号。以下「改正法」という。）附則第２条第３項の規定により改正法の施行後も成年に達したものとみなされ、又はこの条例の施行の日以後に改正法附則第３条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第７５３条の規定により成年に達したものとみなされる者については、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例第８条第１号の規定にかかわらず、青少年（同号に規定する青少年をいう。）から除くものとする。

附　則(令和６年条例第３１号)

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（規則への委任）

５　第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（施行期日）

１　この条例は、令和８年３月１７日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第１３条関係）

１　全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

一　大腿（たい）部を開いた姿態

二　陰部、臀（でん）部又は胸部を誇示した姿態

三　自慰の姿態

四　愛撫の姿態

五　排泄の姿態

六　緊縛の姿態

2　性交又はこれに類する行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

一　性交又は性交を連想させる行為

二　不同意性交等その他の凌辱行為

三　同性間の性行為

四　変態性欲に基づく性行為